別海町自治基本条例の策定に関する提言書

平成２３年２月

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

はじめに

我が別海町は、明治１２年、現在の本別海に戸長役場を置き、走古潭･西別・別海・平糸・野付の５村を統轄し別海村戸長役場とした。別海町は、この年を別海の開基としていますが、今日の別海町は、幾多の苦難に立ち向かった先人の開拓魂と大地に流れた多くの汗と涙、そして郷土を愛する熱い想いが礎となり発展し、日本一の生乳生産量を誇り、豊かな水資源に恵まれた日本の食を支える「まち」となりました。

現在、町民と行政が一体となり別海町を創造することをめざして、「第６次別海町総合計画」を策定し「協働のまちづくり」を基本に新しい時代への第一歩を踏み出しました。

私たち町民は「ともにつくるべつかい創造プラン」の意識を持ち「ひとが輝く」･「まちが輝く」･「自然が輝く」を以って我がまち別海町のあるべき姿の創造に向け行動することが必要であると考えております。

その為、今後のまちづくりにおける私たち町民、議会及び行政との関わりをルールとして条文化する「別海町自治基本条例」の制定をめざす中で、私たち町民の視点を反映するため、これまで議論を進めてきました。

今後、本条例が幅広く町民に周知が図られ、別海町のまちづくりの規範として、さらには条例の目的でもある「町民主体のまちづくりの実現」が達成され町民の想いがこもった「別海町自治基本条例」となることを期待し、本提言書を提出致します。

最後に、別海町においても地域経済の改善、老人介護･高齢者対策、地元雇用の確保など町民生活に密着した課題もあり、それら対応、改善、解決に向けて町行政における一層の取り組みをお願いするものであります。

平成２３年２月１６日
別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会　委員長

わたしたち、別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会では、短期間のスケジュールでの検討が行政主導にならないのか？また、限られた日程での進行では、住民への周知、意見収集等々について時間が短いのではないか？との意見がある中、確かにスケジュールは厳しいが、その中で最大限の努力をすることをみんなで確認し、結果的に間に合わない場合は本提言が遅れることも止むなしとの考えで議論致しました。

みんなでつくる自治基本条例検討委員会メンバー４１名は、平成２２年９月２２日開催の第１回検討委員会以降、計８回の会議を行ってきました。

その中で、委員一人ひとりが責任を持ち積極的に参加し、条文の内容はもちろんのこと、町民にとって「わかりやすい条例」「親しみやすい条例」「実践していくことができる条例」となるよう、当たり前と思われるような事でも、大事なものはあえて規定するなど、まちづくりに対しての自分の思いや意見を述べ、意義、理念、原則、盛り込まれる事項、表現の仕方について議論致しました。

～提言書目次～

１　わたしたちの想い
２　別海町自治基本条例の構造図
３　条例の内容
４　資料
・別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会設置要綱
・別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会開催概要
・別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会による提言書作成までの流れ

1　わたしたちの想い

検討を進めていく中で様々な意見が出され、これが条文へと活かされるよう議論が繰り広げられました。

ここに全てを書き記すことは出来ませんが、主なものを掲載します。

〇条例検討に当たっての基本的な考え方

・文章表現は町民に分かりやすく、単純明快に、肩肘張らず、だけど中身のあるものにしなければならない。
・町民が主体となるものであることから、町民が理解しやすく、実践していけるものにすべき。

〇 現在の町民参加と協働の現状

・いまの別海町で行われているイベント等、様々な場面でこの規定のような活用が出来ればよい。
・最近は身近なイベント等でもだんだん参加する人が少なくなっている現状もある。
・親の世代の人たちが積極的にまちづくりに参加していかなければ、次の世代の子ども達にも浸透していかない。
・太鼓鳴らせど、人来ない。

〇 行政への願い

・この条例は、町民に理解してもらうことも大事だが、行政の側こそ内容を理解してもらい、これが何につながっていくのか、今後の成果として表して欲しい。

〇 別海町への想い

・子ども達がこの条例を見て、内容を理解することも必要であるが、大人がこの内容について十分理解し、実践することが重要である。
・子どもは別海町の財産である。
・多様な人と人とのつながりにはコミュニティは欠かせない。

〇 全体的な意見

・この条例を基に、町民と行政の共通認識を図り、今後のまちづくりに活かしていかなければならない。
・条例の策定に携わった人だけではなく、それ以外の町民へもこの条例を浸透させていく方法を検討して欲しい。作りっぱなしにしないということ。
・実際にこの条例を見て実践していく町民の方へどのように説明していくかが大事であり、運用面に係る説明が必要となる。
・実践する町民に理解してもらう為には例題まで記載のある解説書があってもよい。

2　別海町自治基本条例の構造図

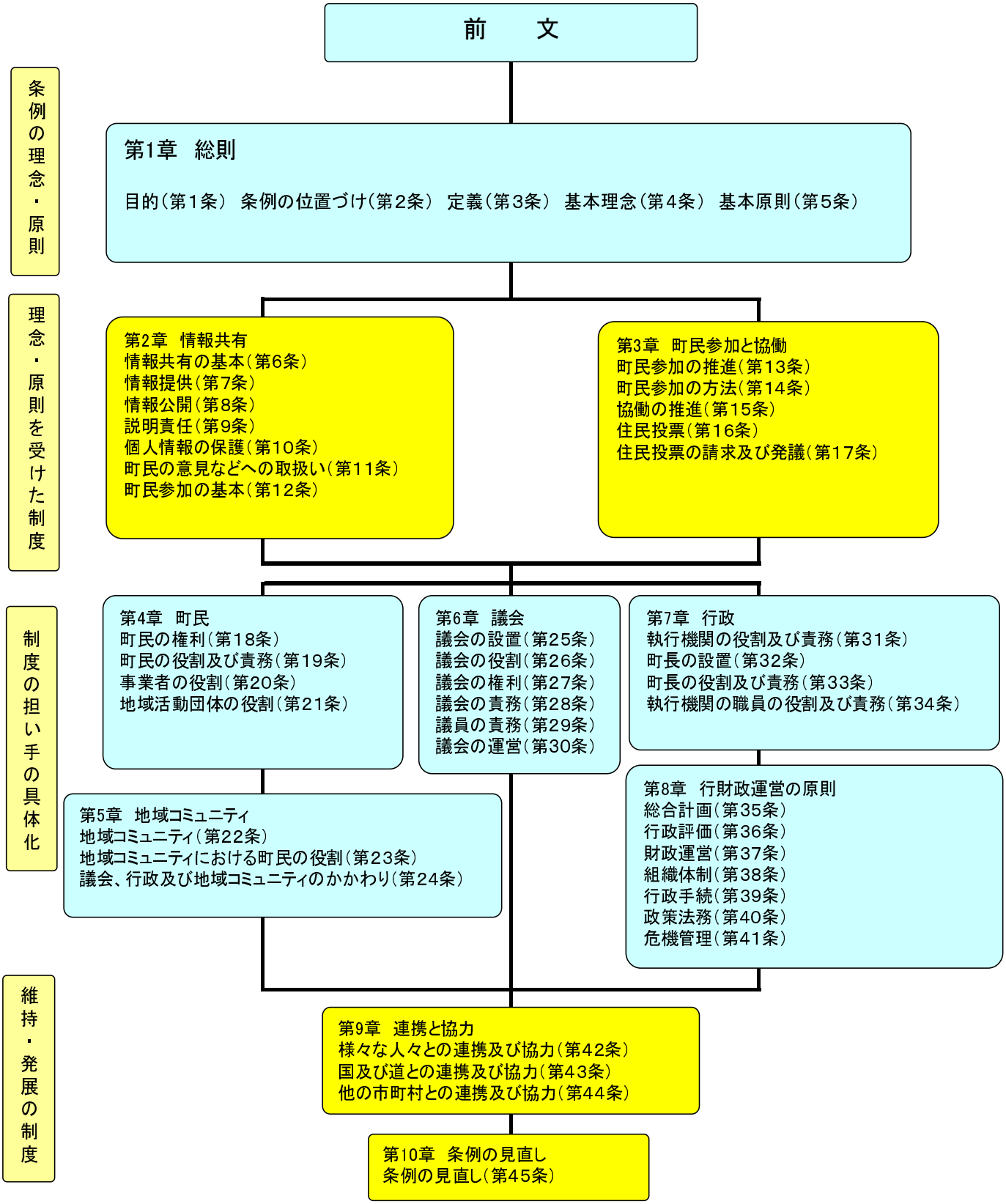

３　条例の内容

別海町自治基本条例（草案）

目次

前文 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１～Ｐ２
第１章　総則（第１条－第５条）・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２～Ｐ４
第２章　情報共有（第６条－第１２条）・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５～Ｐ６
第３章　町民参加と協働（第１３条－第１７条）・・・・・・・・・Ｐ６～Ｐ８
第４章　町民（第１８条－第２１条）・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９～Ｐ10
第５章　地域コミュニティ（第２２条－第２４条）・・・・・・・・Ｐ10～Ｐ11
第６章　議会（第２５条－第３０条）・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ11～Ｐ13
第７章　行政（第３１条－第３４条）・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ13～Ｐ14
第８章　行財政運営の原則（第３５条－第４１条）・・・・・・・・Ｐ15～Ｐ16
第９章　連携と協力（第４２条－第４４条）・・・・・・・・・・・Ｐ17
第 10 章　条例の見直し（第４５条）・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ18

前文

わたしたちのまち別海町は悠久のむかしから、アイヌの人々や先人達の労苦によりその歴史を刻んできました。

海岸沿いを中心に村落の形成が見られるようになると、本格的な漁業がおこなわれるようになり、江戸時代後期にはすでに西別川の鮭が将軍に献上されるなど、このまちの産業の礎が築かれていきました。そして、定住者が増えるのに伴い、内陸部へも開拓の鍬が入ることとなります。

北海道の東端、根室管内の中央に位置し、東西に６１ｋｍ、南北に４４ｋｍ、１３２０ｋ㎡という広大な面積を有しますが、火山灰土壌や寒冷な気候など、厳しい自然条件の下での畑作農業は困難を極めます。昭和初期に相次いだ冷害の影響により、戦前戦後にかけて徐々に酪農主体の農業に転換されていきました。

その後も酪農専業化が進み、根釧パイロットファーム建設事業、新酪農村建設事業、農業構造改善事業等により一大酪農地帯へと変ぼうをとげ、現在では生乳生産量日本一のまちとなっています。

一方、秋サケをはじめ、ホタテやホッカイシマエビ漁など、沿岸漁業を中心に発展してきた漁業は、新たに増養殖事業に着手し、とる漁業から育てる漁業に力を入れるようになりました。こうした資源管理型漁業の推進により、水揚げ量の安定化、水産資源の維持増大が図られています。

国後島を望み根室海峡に接する海岸部には、野付半島や野付湾、風蓮湖があり、全国でも有数な渡り鳥の飛来地として知られています。この地域では貴重な動植物の生態系がみられることから、道立自然公園に指定されているほか、ラムサール条約の登録湿地にもなっています。また、ホッカイシマエビ漁に用いられる打瀬舟は野付湾の風物詩として知られ、「野付半島と打瀬舟」は北海道遺産にも登録されています。

わたしたちは、多くの資源と豊かな自然環境に寄りそって暮らし、働き、学んでいます。

別海町民憲章の５つの理念を尊重し、先人達の絶え間ない苦闘の中で守り育んだ歴史や文化、伝統を誇りに、いつまでも住み続けたいと思うまちにするため、歩みを進めなければなりません。

町民が生き生きと暮らし、活動できるまちの実現に向け、それぞれの役割と責任を明確にし、協働による地域の課題解決の仕組みづくりと、住民主体のまちづくりを目指すため、ここに別海町自治基本条例を制定します。

【解　　説】

別海町を住みよいまちにするうえで、基本的な事項を定めるものであり、その制定の趣旨を明らかにするため前文を設けます。前文では町の地理的特徴や成り立ち、これまでの発展の経緯を確認するとともに、今後、どの様なまちを目指すのかを述べ自ら考え、行動し、決定することを明らかにし規定しています。※参考書籍は、別海町百年史

※【別海町民憲章】（昭和４３年６月２５日別海村告示第１５号）

わたしたちは、明るい希望の朝日をオホーツクの海に迎え、美しく映える感謝の夕日を西別川の清流にひろがる広野におくる、自然のめぐみ豊かで、ますます開けゆく別海町の町民です。

わたしたちは、開拓の精神を受け継ぎ、強く逞しく前進する町を築くことを誇りとし、この憲章を高くかかげてその実践につとめます。

一、元気で働き、生産を高め豊かな町をつくりましょう。

一、みんな仲よく助けあい、あたたかい町をつくりましょう。

一、きまりを守り、住みよい明るい町をつくりましょう。

一、子供に夢と希望を与え、平和な町をつくりましょう。

一、教養を高め、美しい文化の町をつくりましょう。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、別海町のまちづくりに関する基本理念及び基本原則を定めるとともに、協働のまちづくりを推進するため、町民の権利、役割及び責務並びに議会及び行政の役割と責務を明らかにし、町民主体によるまちづくりを実現することを目的とします。

【解　　説】

別海町自治基本条例を定める目的として、町民主体の“まちづくり”のルールを定めています。

（１）　基本理念と基本原則を定めています。

（２）　協働のまちづくりを推進します。

町民・議会・行政、それぞれのあり方を定めています。

（条例の位置づけ）

第２条　この条例は、別海町のまちづくりに関する最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を遵守します。

２　議会及び行政は、他の条例などの制定及び改廃、まちづくりに関する計画の策定に当たっては、この条例に定める事項を尊重します。

【解　　説】

別海町自治基本条例を「別海町における自治の基本的事項を定める最高規範」として位置づけし、町民、議会及び行政は、この条例を遵守すると定めています。

別海町自治基本条例は、別海町の法体系の頂点に位置づけられることから、他の条例、規則等の制定、改正、改廃や総合計画など別海町の計画の策定、変更を行うときは、この条例の内容を遵守しなければならないと定めています。

「この条例を遵守しなければならない」とは、本条例の基本原則・基本理念及び町民参加をはじめとした基本的な制度を誠実に守ることを意味しています。

（定義）
第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　町民　町内に居住する人、町内に通勤又は通学する者及び町内で事業を営む法人又は活動する団体をいいます。
(2)　住民　町内に住所を有する人をいいます。
(3)　多様な主体　町民及び町民以外で別海町に関係のある人々や団体をいいます。
(4)　行政　町長及び執行機関をいいます。
(5)　執行機関　町長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
(6)　まちづくり　より良い暮らしを町民一人ひとりがつくっていく「暮らしづくり」から地域や議会及び行政に至る幅広い領域や分野において、より良いものを創り上げていく様々な「活動」や「計画」をいいます。
(7)　協働　町民、議会及び行政、さらには多様な主体がそれぞれの役割と責任をもって共に協力し合うことをいいます。
(8)　わたしたち　町民、議会及び行政の三者をいいます。

【解　　説】

この条例で使用される用語について、一定の解釈を促すことを目的に、用語の意味を明らかにするものです。

（１）【町民】とは、町内に居住する人、町内に通勤又は通学する者及び町内で事業を営む法人又は活動する団体と定めています。
（２）【住民】とは、町内に住所を有する人をいいます。
（３）【多様な主体】とは、町民及び町民以外で別海町に関係のある人々や団体と定めています。
（４）【行政】とは、町長及び執行機関と定めています。
（５）【執行機関】とは、町長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と定めています。
（６）【まちづくり】とは、より良い暮らしを町民一人ひとりがつくっていく「暮らしづくり」から地域や議会及び行政に至る幅広い領域や分野において、より良いものを創り上げていく様々な「活動」や「計画」と定めています。
（７）【協働】とは、町民、議会及び行政、さらには多様な主体がそれぞれの役割と責任をもって共に協力し合うことと定めています。
（８）【わたしたち】とは、町民、議会及び行政の三者を表す用語と定めています。

【多様な主体のイメージ図】

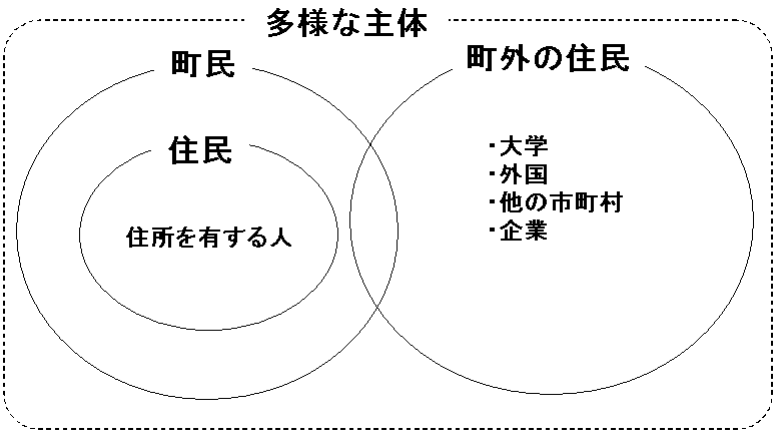

（基本理念）

第４条　第１条の目的を達成するため、次に掲げる基本理念に基づいて、まちづくりを進めます。

(1)　わたしたちは、別海町民憲章の精神とその基本理念を尊重します。

(2)　わたしたちは、まちづくりの主体として、お互いに情報を共有し、協働により将来の別海町を築きあげます。

【解　　説】

別海町の“まちづくり”における目標である「基本理念」を定めています。

（１）　別海町民憲章の精神とその基本理念を尊重すること。

（２）　町民、議会及び行政は、“まちづくり”の主体として、お互いに情報を共有し協働により将来の別海町を築く。

以上のことを基本理念として宣言しています。

（基本原則）

第５条　わたしたちは、前条に定める基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを行います。

(1)　情報共有の原則　町民、議会及び行政は、相互にまちづくりに関する情報を共有します。

(2)　町民参加と協働の原則　まちづくりは、世代を越えた町民参加を基本とし、協働の相手すべてがお互いを理解し対等の関係で協力をします。

【解　　説】

基本理念を実現するための基本的な考え方を基本とし、この条例では２つの基本原則を位置づけています。

町民、議会及び行政それぞれが情報を共有し合い、世代を越えた町民参加を基本としてお互いを理解し対等の関係で協力することと定めています。

第２章　情報共有

（情報共有の基本）
第６条　町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを基本とします。

【解　　説】
第５条の基本原則に規定されている情報共有の原則について、情報共有の基本とし、町民、議会及び行政が互いに情報を伝え合い、情報共有がまちづくりの根源であることを定めています。

（情報提供）
第７条　議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的にわかりやすく適時に提供します。
２　町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政へ積極的に提供します。

【解　　説】
議会及び行政は、基本理念に基づき“まちづくり”に必要な情報を町民に積極的にわかりやすく提供し、町民も“まちづくり”に必要な情報を議会及び行政に対して積極的に情報提供することとして定めています。

（情報公開）
第８条　町民は、町政に関する情報の開示を求める権利があります。
２　議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別海町情報公開条例（平成 14 年 12 月 19 日別海町条例第 42 号）の規定により、情報を公開します。

【解　　説】
情報共有のための具体的な制度として、情報公開に関する制度を定めています。
町の保有する情報は、町民共有の財産であり町民がまちづくりに参加するうえで不可欠なものであることと考えます。
より詳細な規定は「別海町情報公開条例」に委任することとしています。
※【別海町情報公開条例（平成 14 年 12 月 19 日別海町条例第 42 号)】

（説明責任）
第９条　議会及び行政は、保有する情報について町民に説明する責務があります。

【解　　説】
議会及び行政は、保有する情報を町民にわかりやすく説明する責任と義務があることを定めています。

（個人情報の保護）
第１０条　議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないようその保有する個人情報について、別海町個人情報保護条例（平成 14 年 12 月 19 日別海町条例第 43 号）の規定により、適正に保護します。

【解　　説】

個人情報の保護を図るための具体的な制度について定めています。

情報を積極的に提供しますが、個人の権利利益を保護しなければならないことや、収集した個人情報に関しては、適正な管理のために必要な措置をとることとしています。

より詳細な規定は、「別海町個人情報保護条例」に委任することとしています。

※【別海町個人情報保護条例（平成 14 年 12 月 19 日別海町条例第 43 号)】

（町民の意見などへの取扱い）

第１１条　行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言、要望などに対し、迅速かつ誠実に対処します。

【解　　説】

町民からの“まちづくり”に関する一人ひとり意見、提言、要望などについては、迅速かつ誠実に対処することと定めています。

（町民参加の基本）

第１２条　町民は、まちづくりの主体として、自主的・自発的にまちづくりに参加することを基本とします。

【解　　説】

町民参加に関する基本として、町民は、自主的・自発的に“まちづくり”に参加することと定めています。

第３章　町民参加と協働

（町民参加の推進）

第１３条　行政は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民のまちづくりへの参加を推進し、意志を尊重します。

２　行政は、次の各号に掲げるときは、町民の参加を図らなければならない。

(1)　基本的な計画の策定又は見直しをするとき。

(2)　行政評価を実施するとき。

(3)　町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。

(4)　広く町民が利用する公共施設の管理運営方法や整備に係る基本的な計画策定又は重要な変更をするとき。

３　前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、まちづくりに反映します。

【解　　説】

町民参加の対象事項を定めています。

（１）　基本的な計画とは、総合計画など町の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向を定めるもののほか、環境基本計画など、町行政の各分野の施策展開の基本方針を定める計画のことをいいます。

（２）　行政評価とは、行政が行う施策や事務事業などについて、効果的・効率的に実施さ

れているかを明らかにする制度を実施するとき。

（３）　町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例とは、広く町民に適用される規制を定める地方自治法第 14 条第２項に基づく条例を指し、畜犬取締及び野犬掃討条例などが該当します。

（４）　広く町民が利用する公共施設の管理運営方法や整備に係る基本的な計画策定又は重要な変更をするときとは、広く町民の利用が予想される会館、ホール、公園など大規模な施設の整備にかかる機能などを定める計画のことをいいます。

また、上記に定めるもののほか、町民が参加できる機会を設け、これからの“まちづくり”に反映することとして定めています。

（町民参加の方法）

第１４条　町民は、次に掲げる方法でまちづくりに参加することができます。

(1)　審議会などへの委員としての参加

(2)　意見交換会への参加

(3)　アンケート調査への意見表明

(4)　町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明

(5)　町政ご意見箱・ホームページからの意見

(6)　その他適切な方法

２　行政は、前項各号の方法に関し必要な事項を、別に定めます。

【解　　説】

町民参加の方法について定めています。（１）～（６）の方法を活用して町民参加を求めることと定めています。

（１）　【審査会などへの委員としての参加】

（２）　【意見交換会への参加】

具体例として、「町長と話しませんか」・「町長と話そう（まちづくり懇談会）」・「ミルクミーティング」をいいます。

（３）　【アンケート調査への意見表明】

（４）　【町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明】

意思決定過程で素案を公表し、町民から意見などを募り、町民の意見を考慮して決定する制度をいいます。

（５）　【町政ご意見箱・ホームページからの意見】

（６）　【その他適切な方法】

今後、時代の変化などにより新たな制度が創設される可能性も含めて、何らかの方法で町民参加を求める制度をいいます。

（協働の推進）

第１５条　町民、議会、行政及び多様な主体は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めます。

２　議会及び行政は、協働のまちづくりを進めるに当たって、町民の自主性を尊重するとともに、情報を共有して相互理解のもとに信頼関係を築きます。

【解　　説】

町民、議会、行政及び多様な主体が協働の推進に努めることを定めています。

（住民投票）

第１６条　住民投票は、住民、議会及び町長の発議により、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、直接住民の意思を確認するため、議会の議決を経て実施することができます。

２　住民投票に参加できる者の資格やその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

３　町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

【解　　説】

住民投票制度について定めており、制度の基本は、住民投票を実施する必要がある都度、条例を定める「個別設置型住民投票制度」としています。

住民投票は、間接民主主義を補完するものとし、直接住民の意思を確認するために行われるもので、町民参加の制度のひとつとして位置付けるものです。

なお、住民投票を行う際は、事前に十分な情報の共有や、町民参加による協議の場を経てからと考えます。その住民投票の結果については、議会・町長の双方が尊重しなければならないと定めています。

※【個別設置型住民投票制度】とは、住民の意思を確認する必要が生じた都度、住民の直接請求や議会又は町長の住民投票条例案の提出により、議会の議決を得て制定されるものです。

（住民投票の請求及び発議）

第１７条　住民のうち選挙権を有する者は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第７４条の規定により住民投票条例の制定を町長に請求することが出来ます。

２　議員は法第１１２条の規定により住民投票条例を発議することが出来ます。

３　町長はまちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、住民の意思を直接に確認する必要があると判断したとき、自ら提案することが出来ます。

【解　　説】

住民投票の住民の請求、議員の発議、町長の提案について定めており、制度の基本は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第７４条、第１１２条に基づくこととして定めています。

※【地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第 74 条、第 112 条】

（１）　議会の議員及び町長の選挙権を有する住民は住民投票の実施を請求する場合、有権者の１／５０の連署をもって町長へ住民投票を実施するための条例の制定を請求することが出来ます。

（２）　議員は住民投票条例を発議する場合は、議員定数の１／１２の賛成により、住民投票を実施するための条例案を提出することにより住民投票を発議することが出来ます。

（３）　町長はまちづくりに極めて重大な影響を及ぼすと判断した事由があるときは、自ら条例案を議会へ提出することによって発議することが出来ます。

第４章　町民

（町民の権利）

第１８条　町民は、まちづくりに参加する権利があります。

２　町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。

３　町民は、行政サービスを受ける権利があります。

４　青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

【解　　説】

“まちづくり”における町民の権利について定めており、町民が“まちづくり”に積極的に関わるためには、町民の権利が保障されていることが重要と定めております。

なお、ここで規定する権利とは、他人へ主張するものではなく、町民自らが参加できる自由を有することを表します。

また、青少年及び子どもについては、本町の次代を担う重要な担い手であることも含め、それぞれの年齢にふさわしい“まちづくり”に参加する権利があるとして定めています。

（町民の役割及び責務）

第１９条　町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、将来にわたって誰もが暮らしやすい環境のまちづくりに努めます。

２　町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供するよう努めます。

３　町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に責任を持つよう努めます。

４　町民は、お互いに尊重し合い、世代を越えて協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するよう努めます。

５　町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

【解　　説】

町民は、“まちづくり”の主体であるとして、前条での権利とともに、本条については役割及び責務について定めています。

（１）　自らが考え行動するとともに、環境に配慮した“まちづくり”に努めることと定めています。

（２）　“まちづくり”に必要な情報を議会及び行政に提供することと定めています。

（３）　“まちづくり”に関し、自分自身の知識や経験、技術を発揮し、また、それらの発言や行動に責任を持つことについて定めています。

（４）　子どもからお年寄りまで世代を越えた“まちづくり”の推進を定めています。

（５）　まちづくりを運営していく為の費用を負担することとし定めています。

なお、「相応の負担」とは地方税のみならず、分担金、使用料、手数料、受益者負担金等、法令又は条例等の定めるところによって町民に課す全ての負担を意味します。

（事業者の役割）
第２０条　事業者とは、町内で事業活動を行う者をいいます。
２　事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。
３　事業者は、まちづくりの一員として、積極的に地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

【解　　説】
“まちづくり”における事業者の役割について定めています。
事業者も地域社会の一員として位置づけられることから、事業者に対し、“まちづくり”への配慮を求めています。

（地域活動団体の役割）
第２１条　地域活動団体とは、町内会をはじめとする、地域に根ざして形成された組織及び団体をいいます。
２　地域活動団体は、それぞれ地域の特性を活かした活動や交流を通じ、まちづくりへの活動の輪を広げます。

【解　　説】
“まちづくり”における地域活動団体の役割について定めています。
町内会や町内で活動する様々な団体などは、それぞれの団体の特性を活かすだけでなく、各地域における地域社会の一員として位置づけられることから、それぞれ地域の特性を活かした“まちづくり”への配慮を求めています。

第５章　地域コミュニティ

（地域コミュニティ）
第２２条　地域コミュニティとは、豊かなまちづくりに取組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織及び団体で形成される共同体をいいます。

【解　　説】
多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域社会にかかわりながら活動する組織や団体で形成される共同体を地域コミュニティと定義しています。
また、地域コミュニティを超えた組織や団体との連携も地域コミュニティとしています。

～地域コミュニティ・イメージ図～

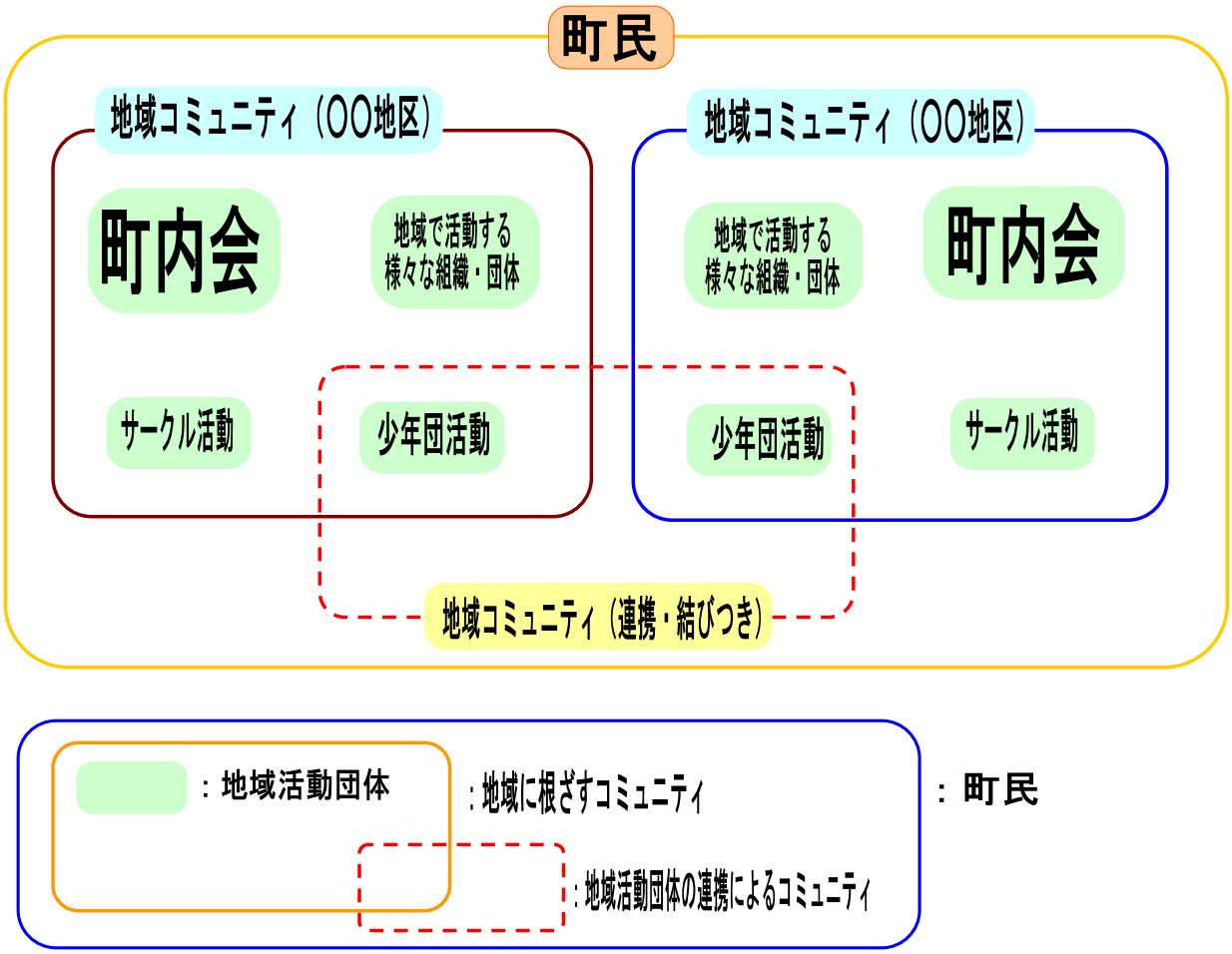

（地域コミュニティにおける町民の役割）

第２３条　町民は、協働によるまちづくりを進めるため、地域コミュニティが果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加・協力するよう努めます。

【解　　説】

町民一人ひとりが地域コミュニティへ自主的に参加し、その活動を守り育てていくことを求めています。

（議会、行政及び地域コミュニティのかかわり）

第２４条　議会及び行政は、地域コミュニティとの協働を進めるため、地域コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、その活動を支援します。

【解　　説】

議会及び行政は、地域コミュニティの自主性や自律性を尊重し、その活動に対して支援すると定めています。

第６章　議会

（議会の設置）

第２５条　町民の信託により、町民の代表機関として、議会を置きます。

【解　　説】

議会の設置について定めています。

「議会の設置」は、地方自治法によって定められた制度ですが、町民が信託して設置することを再度定義しています。

（議会の役割）

第２６条　議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

２　議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議をする機会の拡充に努めます。

３　議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するものとします。

【解　　説】

議会の役割について定めています。

議会は議事機関であり、自由な討議の機会を拡充するとともに、議決に至る過程や妥当性について町民に説明することを定めています。

（議会の権利）

第２７条　議会は、別海町の条例、予算、決算、財産及び政策執行にかかわる意思決定を行います。

２　議会は、行政の事務に関する監査請求、調査などの監視の権限を有します。

【解　　説】

議会の権利について定めています。

議会が有する権限は多岐にわたり、その内容は地方自治法に定められていますが、ここでは、代表的な権限について定めています。

（議会の責務）

第２８条　議会は、この条例の基本理念、基本原則及び本条例において定められた制度を遵守し、町がまちづくりの指針として策定する総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

２　議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

【解　　説】

議会は、基本的な責務としてこの条例の基本理念・基本原則及び本条例において定められた制度を遵守し総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの課題を的確に把握し、活動することを責務とし、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務があると定めています。

（議員の責務）

第２９条　議員は、この条例の基本理念、基本原則及び本条例において定められた制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。

２　議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めます。

３　議員は、政策立案能力、自治立法能力、審議能力などを高めるため、常に自己研鑽に努めます。

４　議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めます。

５　議員は、別海町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断・活動を行うよう努めます。

【解　　説】

自治基本条例の基本理念・基本原則及び本条例において定められた制度を遵守し、議員が果たすべき責任と義務について定めています。

（１）　まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努める。

（２）　政策立案能力、自治立法能力、審議能力などを高めるため、常に自己研鑽に努める。

（３）　政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努める。

（４）　別海町全体のまちづくりの視点で的確な判断・活動を行うよう努める。

（議会の運営）

第３０条　議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

２　議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当ではないときは、その理由を付して非公開とすることができます。

３　議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めます。

【解　　説】

議会の運営における基本事項として、「情報共有」「町民参加」について定めています。

（１）　議会の会議は公開とする。ただし、公開することが適当でないときは、その理由を付して非公開とすることができること。

（２）　会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努める。

第７章　行政

（執行機関の役割及び責務）

第３１条　執行機関は、この条例の基本理念、基本原則及び本条例において定められた制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民や議会と連携及び協力して町政を執行します。

２　執行機関は、条例、予算及びその他議会の議決に基づく事務並びに法令などに基づく事務を適正に管理し、執行します。

３　執行機関は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容などを常に見直し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにします。

【解　　説】

執行機関としての基本的な役割と責任と義務について３項を定めています。

（１）　基本理念・基本原則及び本条例において定められた制度に基づき、町民や議会と連携・協力してまちづくりの推進のため、町政を執行すること。

（２）　条例・予算及びその他議会の議決に基づく事務など適正に管理し執行すること。

（３）　権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、内容などを常に見直し、最小の経費で最大の効果をあげるとしています。

（町長の設置）

第３２条　町民の信託により、別海町の代表として町長を置きます。

【解　　説】

町民の信託により別海町の代表として町長を置くことを再度定義しています。

※【信託】とは、信用して任せることと定めています。

（町長の役割及び責務）

第３３条　町長は、町民の信託に応え、この条例の基本理念、基本原則及び本条例において定められた制度を遵守し、公正かつ誠実にまちづくりに当たります。

２　町長は、職員を適正に指導監督するとともに、効率的な組織体制を整備します。

３　町長は、町政を担うための知識と能力を持った職員の育成をします。

４　町長は、まちづくりに関する情報を町民に分かりやすく説明します。

【解　　説】

町長の役割と責任と義務について定めています。

別海町という行政を代表する町長は、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に全力を挙げて別海町のまちづくりに取組む役割と責任と義務を有することを定めています。

また、職員を適正に指導監督し、町政を担うための的確な知識と能力を持った職員の育成をする責任と義務についても定めています。

（執行機関の職員の役割及び責務）

第３４条　職員は、町民全体の奉仕者として常に町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及び本条例において定められた制度を遵守し公正で誠実に職務を遂行します。

２　職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めます。

３　職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し職務を遂行します。

４　職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行します。

【解　　説】

執行機関の職員としての役割と責任及び義務を定めています。

職員については、町民全体の奉仕者として常に町民の目線に立ち、必要な能力の向上に全力を挙げて職務を遂行する責任と義務があると定めています。

第８章　行財政運営の原則

（総合計画）

第３５条　行政は、まちづくりの将来の姿を明らかにし、地域で育まれてきた資源や地域の特性を最大限に生かしこれを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

２　行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き総合計画に基づいて実施します。

３　行政は、各分野における個別計画などについて、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との整合性を図りながら進めます。

【解　　説】

計画的な行財政運営を行うため、議会の議決を経て総合計画を定めるとともに、総合計画に基づいて政策を執行することを定めています。

また、別海町が定める他の計画の内容と総合計画の内容との整合を図り、総合計画との調整を図りながら進行管理を行うこととして定めています。

（行政評価）

第３６条　行政は、効果的かつ効率的な町政を進めるため、行政評価の仕組みを確立し、総合計画に掲げた将来像の実現と行政能力の向上に取組み、住民サービスの向上を図ります。

２　行政は、町民参加による行政評価を実施するとともに、評価結果の分かりやすい公表と町民からの意見収集を行い、行政が行う政策へ反映します。

【解　　説】

行政評価を制度として位置づけています。

現在、行政評価に関する制度はありませんが、本制度の仕組みの確立に向けて取組むこととしています。

行政評価制度をつくる際は、総合計画の制定のためにも行政が行う施策などが「成果は上がっているのか」、「効率的に仕事がされているのか」、「経費に対しての効果は」を明らかにするため、行政評価の制度を確立していくことを規定しています。

（財政運営）

第３７条　行政は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、健全な財政運営を行います。

２　行政は、総合計画や行政評価などを踏まえた予算を編成します。

３　行政は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。

４　行政は、財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成して公表します。

【解　　説】

総合計画に基づく予算編成と、中長期的な財政計画を図ることを定めています。

また、情報共有の観点からも予算及び決算などの財政状況をわかりやすく公表することも明記しています。

（組織体制）
第３８条　行政は、社会経済情勢の変化やまちづくりの課題に効率的かつ迅速に対応できる組織体制を確立します。

【解　　説】
社会経済情勢の変化や町政の課題に効率的かつ迅速に対応できるよう組織体制を確立することについて定めています。

（行政手続）
第３９条　行政は、町民の権利利益を保護するため、許認可の申請などの手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図ります。
２　行政は、前項に関する必要な事項については、別海町行政手続条例（平成 9 年 6 月 20 日別海町条例第２８号）で定めます。

【解　　説】
申請に対する許認可、不利益処分、行政指導などに関するルールを定めることにより、町民の権利利益の保護を図ることを定めており、より詳細な規定は「別海町行政手続条例」に委任することとしています。
※【別海町行政手続条例（平成 9 年 6 月 20 日別海町条例第 28 号）】

（政策法務）
第４０条　議会及び行政は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例などの制定及び改廃を行うとともに、法令などを自主的かつ適正に運用します。

【解　　説】
政策法務とは、自治基本条例の趣旨にのっとり、憲法をはじめとする地方公共団体に関する法令体系のもと、いかに適法・合理的に制度化・条例化し、まちづくりに関する政策の実現を図るか法整備を行うものです。

（危機管理）
第４１条　行政は、災害などの緊急時に対処するため危機管理体制を整備し、町民の生命、財産などを守るために必要な措置を講じます。
２　町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災などに対する意識を高め、地域一丸となった協力体制の整備に努めます。
３　町民、議会及び行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携し協力します。

【解　　説】
危機管理について定めています。
町民の生命と財産を守ることは、行財政運営において重要な分野のひとつです。行政においては、計画に基づいた危機管理体制はもちろんのこと、緊急時における災害の発生における危機管理にあたることを定めるとともに、危機管理を行ううえで町民相互の連携を町民自身の行動規範として定めています。

第９章　連携と協力

（様々な人々との連携及び協力）

第４２条　町民、議会及び行政は、別海町の特性を活かした活動や交流を通じて様々な人々や団体の知恵や意見をまちづくりに生かします。

２　町民、議会及び行政は、地域振興のため、企業・大学研究機関などとの連携や協力を推進します。

【解　　説】

町民、議会及び行政は、様々な人々や団体の知恵や意見などをまちづくりに活かし、また文化や医療及び教育など地域振興のため企業や大学研究機関などと連携・協力して、まちづくりを進めることと定めています。

（国及び道との連携及び協力）

第４３条　議会及び行政は、まちづくりの課題を解決するため、国及び北海道と相互に連携や協力を推進します。

【解　　説】

別海町と国及び北海道との連携及び協力について定めています。

地方分権社会にふさわしい適切な役割分担と相互の連携及び協力により、地方自治の拡充を図ることを定めています。

（他の市町村との連携及び協力）

第４４条　議会及び行政は、効率的な町政運営や共通する課題を解決するため、他の市町村、広域連合、一部事務組合などとの連携や協力を推進します。

【解　　説】

別海町と他の市町村との連携及び協力について定めています。

現在、別海町ではごみ処理業務などに関する事務は、周辺自治体で構成する広域連合や一部事務組合で処理しています。

今後も、互いの自主性を尊重しながら、広域にまたがる課題については、その状況に応じて多くの分野で連携を図り取組むことと定めています。

※【一部事務組合の状況】、根室北部消防事務組合（消防に関する事務）・中標津町外２町葬斎組合（火葬に関する事務）など。

※【広域連合の状況】、根室北部廃棄物処理広域連合（共同可燃ごみ等処理施設の設置、管理及び運営に関すること、共同リサイクルセンターの設置、管理及び運営に関すること。）

第 10 章　条例の見直し

（条例の見直し）

第４５条　町長は、この条例が当初の目的を達成しているか総合的に検討するために、別海町自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

２　議会及び行政は、前項の規定により、条例の見直しなどが必要な場合は、適切な措置を講じます。

３　委員会に関し必要な事項は町長が別に定めます。

【解　　説】

別海町自治基本条例が社会情勢に適合しているかを定期的に見直す仕組みについて定めています。

また、本条例及び本条例に基づく制度が適切に運用されているかについても、定期的にチェックすることが重要であり、「条例を作っただけで終わらせない仕組み」として、条例の見直しにあたっては、「別海町自治推進委員会」のチェック機関を設けることとし町民参加による方法を定めています。

資　料

・別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　別海町における自治の基本的なあり方を表し、町民と行政との協働、町民の行政への参加の仕組み等の規範となる基本条例「別海町自治基本条例（仮称）」（以下「自治基本条例」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、自治基本条例に関する事項について調査及び研究し、自治基本条例の策定の意義、目的、盛り込むべき内容等について検討を行い町長に対して提言するものとする。

（組織等）

第３条　委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 公募により応募があった町民のうち、町長が委嘱した者　3 名

(2) 別海町自治基本条例職員研究プロジェクトチームに所属する町職員　3 名

(3) 町内の各種団体の推薦を受けた者　36 名以内とする。

２　委員の任期は、前条の規定による提言のすべてを町長に提出する日までとする。

３　任期中に委員の変更があった場合は、新委員の任期は前任委員の残任期間とする。

（委員報酬）

第４条　委員の報酬は無償とする。ただし、前条第１項第１号及び第３号に該当する委員については、証人等の実費弁償に関する条例（平成３年別海町条例第 21 号）に基づき実費弁償を支給する。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長１人及び副委員長２人を置き、委員の互選により選出する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数の出席をもって会議を行うものとする。

３　委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

４　委員会は、原則公開で行うものとする。ただし、決定により一部非公開とすることができる。

５　委員会の記録は、公開するものとする。ただし、決定により一部非公開とすることができる。

（部会）

第７条　委員長は、特別の事項について検討等を行わせるため、委員会に部会を置くことができる。

２　部会は、委員のうち委員長が指名した者（以下「部会員」という。）で組織する。

３　部会には、部会長を置くことができる。
４　部会長は、部会員の互選により定める。
（事務局）
第８条　委員会の事務局は、総務部総合政策課に置く。
（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定めるものとする。

附則
１　この要綱は、平成２２年　７月３０日から施行する。
２　この要綱は、第３条第２項に規定する日にその効力を失う。

・別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会開催概要

		開　催　日　時	内　　容
第１回		９月２２日（水） 『101・102会議室』 １回目：14：00～16：00 ２回目：19：00～20：40	・講演会『自治基本条例とは何か？』 NPO法人公共政策研究所　水澤雅貴氏より
第２回		１０月　６日（水） 『101・102会議室』 13：30～15：30	・委員長、副委員長の選出 ・今後の会議の進め方について ・素案の説明（前文・第1章総則・第10章条例の見直し） ※次回よりｸﾞﾙｰﾌﾟ会議とすることから、Ａ～Ｄグループ個々にリーダーとサブリーダーを選出
第３回	Ｂグループ	１０月１２日（火） 『101・102会議室』 19：00～21：00	・グループ会議の進め方について ・「町民」の章について
	Ｃグループ	１０月１３日（水） 『301会議室』 13：00～15：00	・グループ会議の進め方について ・「情報共有」の章について
	Ａグループ	１０月１４日（木） 『302会議室』 13：00～15：00	・グループ会議の進め方について ・「議会」の章について
	Ｄグループ	１０月１４日（木） 『103・104会議室』 19：00～21：00	・グループ会議の進め方について ・「行政」の章について
第４回	Ｂグループ	１０月１８日（月） 『301会議室』 19：00～21：00	・前回のふりかえり ・「町民」の章について ・「コミュニティ」の章について
	Ｃグループ	１０月２０日（水） 『302会議室』 13：00～15：00	・前回のふりかえり ・「情報共有」の章について ・「町民参加と協働」の章について
	Ａグループ	１０月２１日（木） 『103・104会議室』 13：00～14：30	・前回のふりかえり ・「連携と協力」の章について
	Ｄグループ	１０月２１日（木） 『103・104会議室』 19：00～21：00	・前回のふりかえり ・「行財政運営の原則」の章について
	Ｂグループ（続き）	１１月１日（月） 『301会議室』 19：00～20：30	・前回のふりかえり ・「コミュニティ」の章について
第５回		１１月１２日（金） 『101・102会議室』 14：00～16：00	・各グループの検討内容について報告 ・「前文」について ・「条例の見直し」の章について
第６回		１１月２６日（金） 『101・102会議室』 14：00～16：00	・「前文～条例の見直し」について全体で検討・確認
第７回		１２月２４日（金） 『101・102会議室』 14：00～15：30	・検討された結果について全体で検討・確認 ・条例策定に係る今後のスケジュールについて
第８回		２月１０日（木） 『101・102会議室』 14：00～16：00	・地域説明会等による意見を踏まえ全体での再検討・確認 ・提言書のとりまとめについて
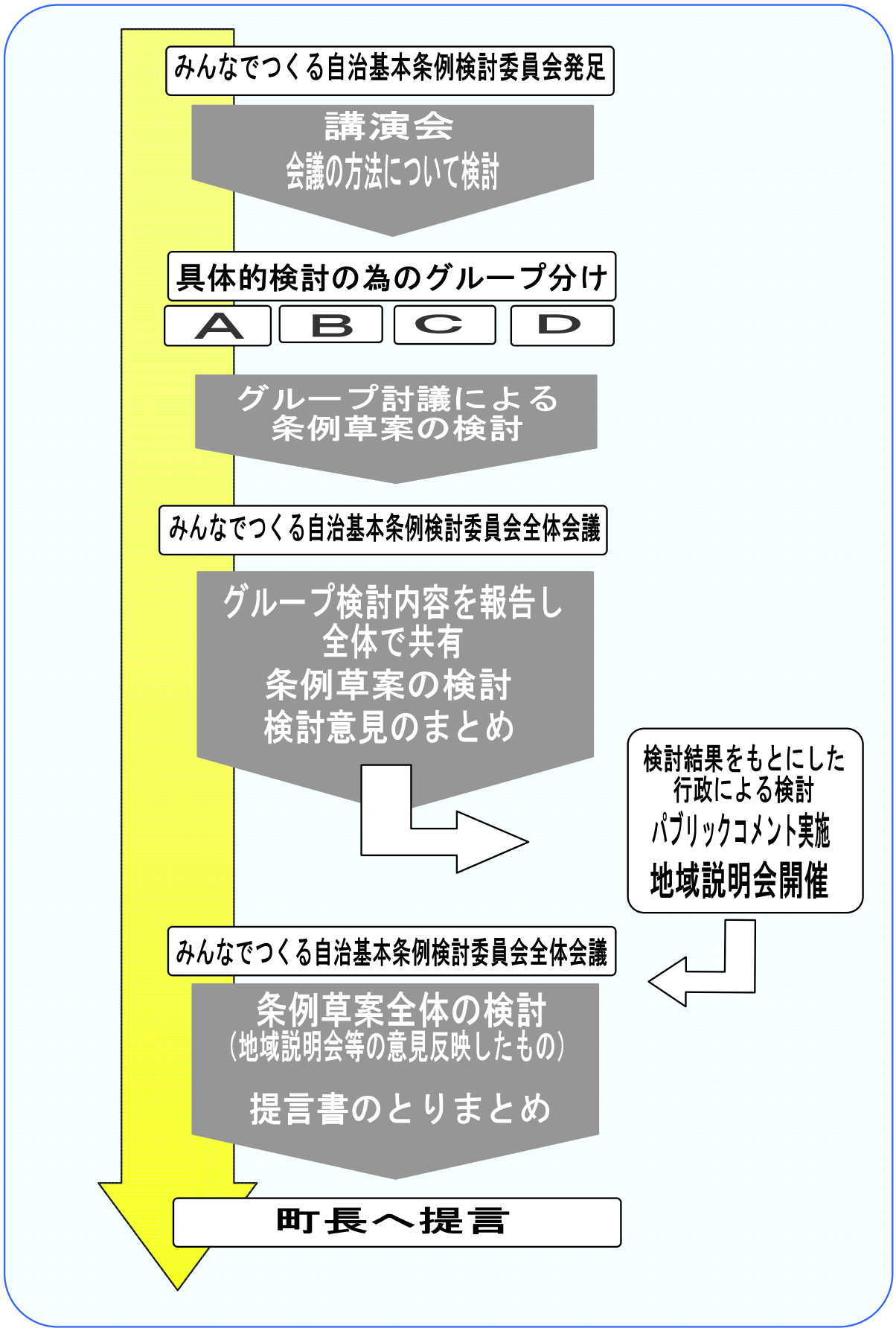
・別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会による提言書作成までの流れ